

議会議員政治倫理審査会 第1回議事録（要点整理）

開催日時	令和4年7月14日（木）午前9時55分～午前11時35分
場 所	潟上市役所 常任委員会室3
案 件	（1）審査の進め方について
出席者	・鈴木壮二委員・堀井克見委員 ・藤原仁美副委員長・中川光博委員長 ・議会事務局長・議会事務局次長
記録者	議会事務局主査

【会議記録】

○中川委員長

初めに、7月5日付で西村武委員から議長宛に本委員会の辞任届が提出され、同日受理されていますので報告します。定足数に達していますので、ただいまから、政治倫理審査会を開会します。

政治倫理条例と同施行規則を配布していますので、条例第9条をご覧ください。9条中に、「審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準等違反の行為の存否について審査する。」、「審査会は議長から審査を付託されたときから90日以内に、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。」とありますので、この9条に基づいて審査するものです。

施行規則の第10条第3項を見ると、「審査請求書に添付する疑義を証する資料は、条例第3条政治倫理基準の遵守または条例第13条市との請負契約等に対する遵守事項等に違反する疑いのある事実を具体的に指摘するものでなければならない。」とあるので、提出された審査請求書の適否について審査を進めます。

1の疑義があると認められる者の氏名及び疑義の内容については、条例の規定に該当するかどうか、意見をいただきたいと思えます。

○鈴木委員

条例の13条に違反しているとの理由を、正確に書くべきではないですか。

○堀井委員

今は条例第13条の規定に抵触するかを諮っているもので、手続き上の瑕疵はないと

判断します。

○藤原副委員長

審査請求書を見ると、議員は条例第 13 条に反しているのではないかとしか書かれていないと思いました。

○中川委員長

二とおりの意見で、遵守事項等に違反する疑いのある事実を具体的に指摘するものは行政の資料なので良いとの意見と、本質的な部分は問題ないが提出する資料としては丁寧に記載しても良いのではないかとの意見です。

○堀井委員

審査請求書は、瑕疵がなければ良いとして事務局が受理し議長が決裁して審査会に付託されたものです。

○中川委員長

提案ですが、資料が残ることを考えると、事の過程をもう少し書いても良いと思うので、委員の同意があれば事務局でひな型の文書を作成して、審査請求者の印をいただくのはどうですか。

○鈴木委員

これは、審査請求書を提出された方が詳細を記載して提出すべきだと思います。

○中川委員長

ひな型を作ることは問題ありますか。

○堀井委員

この審査請求書では分かりにくいので、請求者を参考人として招致して請求理由を聞いて、背景を掘り下げ集約して最終的な結論に至れば問題ないと思います。

○藤原副委員長

これで提出して受理されたのだから、これを審査すれば良いと理解しました。

○鈴木委員

請求内容を、もう少し修正して書いた方が良いのではないかと思います。

○中川委員長

13条のすべてについて審査することになりかねないので、もう少し丁寧な文章で提出してもらう方が良いのではないかと思います。

○堀井委員

13条違反ということは、13条第1項のことを示すものです。

○中川委員長

事務局いかがですか。

○事務局長

委員指摘のとおり、解釈上は13条と記載されている場合は1項を指すものが一般的な考え方です。

○中川委員長

それぞれのとらえ方を含め、このまま適として受け付けします。

これから審査に入りますが、今後のスケジュール並びに審査の主たるポイントについての意見を伺います。事務局で、今後のスケジュール案があれば提示してください。

～休憩～

○中川委員長

再開します。9月の第1週までには報告書を作り上げるようなスケジュールでいかがですか。

堀井委員

審査期間は90日以内と決まっているので、提出期限は9月28日になりますか。

○事務局長

提出期限は9月28日になります。

○中川委員長

スケジュールは90日以内ですが、9月の1週ぐらいで目処をつけることとしてはどうですか。

○藤原副委員長

どのような過程になるか教えてください。

○中川委員長

事務局から、どのような過程が想定されるか説明してください。

○事務局長

過去の例では、審査請求者の意見を求める、対象議員の意見を求める、参考人として当局から説明を求め、進めた経緯があります。

○藤原副委員長

請求者と対象議員から意見を求めることは、同日でも構わないのですか。

○事務局次長

不都合な場面があるかと思うので、当事者同士の接触は避けた方が良いと思います。

○藤原副委員長

なるべくタイトな日程が良いと思います。

○中川委員長

お諮りします。できるだけ早く進めたいので、10日に1回のペースで開催して良いですか。次に、今回はどのようなところに主眼を置いて審査するか、協議したいと思います。

○藤原副委員長

13条の解釈の仕方で微妙に違うので、提出された資料では対象議員は何かの役職に就いているのかどうか分かりかねます。

○中川委員長

関係私企業において、対象議員の立場が分からないので、そのような資料も必要になるとの捉え方で良いですか。

○藤原副委員長

はい。また、毎年の審査内容も知りたいと思います。何か変化があるのか。

○堀井委員

今までの経緯を無視することは出来ません。それも参考にしつつ、できる限り全体を俯瞰して進めるべきだと思います。市民は関心を持っており、審査請求を出すとの動きまであります。それに答える責務があると思うので、関係者から説明を聞いて積み上げていくことが今回の審査会の仕事だと思います。

○中川委員長

意見をまとめると、この審査請求書により粛々と進めることかと思います。何回も同じ事が続くのはなぜか、大元の審査をしながら総合的な意見を検討することになると思います。毎年同じような結果になると、市民の議会に対する不信感が募るばかりだと思うので、しっかり審査したいと思います。過去の資料もあればとのことですが、報告書の配布は可能ですか。

○事務局長

過去2年分は準備してあります。

○中川委員長

行政側の災害に対する認識を知りたいので、当局の回答文書も参考資料として配付可能ですか。

○事務局長

ここにあります。

○中川委員長

暫時休憩します。

～休憩～

○中川委員長

会議を再開します。審査を進める上で、対象議員と関係私企業の間を確認できる書類の提出をお願いせざるを得ないと思います。対象議員と請求者の話も聞きたいと思います。もう一つは、令和2年と令和3年の報告書に、今後の審査請求及び審査の問題点を整理した報告をしています。また、令和3年の報告書の終わりにの中で、「昨年、当審査会では条例の問題点と不備を指摘している。議会全体として、早急に条例の問題点を洗い出し見直し作業を進めることが必要であることを強く申し述べる」と議長に報告しているので、これも以前の報告書を見ながら議論しなければいけないと思います。どのような資料を誰からもらえば良いか整理していただけますか。事務局いかがですか。

○事務局次長

事務局に、毎年提出していただいている関係私企業届出書はあります。

○中川委員長

会社での役職はないのか何を見れば分かりますか。資料が必要だと思います。

○鈴木委員

そこまで請求できるのですか。

○事務局長

過去に請求した経緯はありますが、提出はされていません。

○中川委員長

本当に部外者なのか書面で確認することは必要事項だと思います。できる限り資料に基づいて審査したいと思います。

○事務局次長

法的なものだと、住民票か戸籍謄本で確認することになると思います。

○堀井委員

今回の審査請求では様々なことを確認しなければなりません。正確に確認するために請求者と対象議員の話を聞いて審査を積み上げて結論に至ることが基本だと思います。条例には、協力しなければならないと規定されています。

○中川委員長

倫理条例の10条を見てください。協力義務について皆さんの意見はいかがですか。

○堀井委員

審査会から必要な資料の提出または会議への出席要求がある場合は従わなければならないと決まっていますので、それに基づき進めていくことです。

○藤原副委員長

最もだと思いますが、資料の提出については、審査会で理解できるような資料の提

出があれば良いと思います。

○中川委員長

公的な資料を提出してもらい、中立な立場から審査をしていくべきだと思います。対象議員の会社での立場を確認できる公的な資料があれば提出してもらうことは妥当だと思います。また、対象議員と請求者の話も聞く、仕事を出す側の考え方も聞いて判断する必要があるかと思います。

審査会は条例に基づいて議論をしなければいけないと思うので、資料にしても、当事者及び当局の招致は最低必要なことだと思います。

○鈴木委員

背景は分かりましたが、この倫理条例自体に切り込んでいくべきだと思います。

○中川委員長

私もそのとおりだと思います。これまでの報告書から、議長から改革推進会議に付託して検討する内容だと思います。

もう1度確認しますが、対象議員から公的な資料を提出してもらい。そして、対象議員と請求者の両者に来てもらい説明を聞くべきだと思いますので、今回はそこまで進めたらどうですか。その次は、更に内容を精査し審査結果報告書に結びつけなければいけないと思います。

○堀井委員

まずは、請求者に来てもらい話を聞いて精査し、それを踏まえて対象議員から来てもらい話を聞いて精査する。更に当局から聞いて積み上げていくことが堅実な進め方だと思います。

○中川委員長

それでは、今回は請求者に来てもらい意見を聞いて集約することにしたいと思います。これで、倫理審査会を終了します。

終了